

## 越前たけふ農業協同組合

（令和7年4月1日現在適用中）

1. 商品名	・ J Aマイカーローン（一般型）
2. ご融資対象者	・ 当 J A の組合員で個人の方。 ※当 J A の組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となる ことができます。 ・ お借入時の年齢が満 18 歳以上満 75 歳未満であり、最終ご返済時の年齢が 満 80 歳未満の方。 ・ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方。 ※自営業の方の場合は、収入から必要経費を差し引いた前年度税引前所得と します。 ※新卒内定者で、入社月の 6 ヶ月前以降に借入申込をいただく場合を除く。 ・ J Aマイカーローンの返済実績が 2 年以上あり、少なくとも過去 1 年以上延 滞のない方（以下「リピーター型」という）。 ・ 勤続または営業年数が 1 年以上の方。 ※新卒等の農業者・給与所得者、年金受給者の方は 1 年未満でも可とします。 ・ 自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっている方。 ※農業者以外の自営業の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家で あること。 ・ その他、当 J A が定める条件を満たす方。
3. 資金使途	・ ご本人またはご家族が必要とする次の資金（借入申込日から過去 3 か月以内 にお支払済みの資金を含む）が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車 等）は除きます。 ①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む） 購入費用（諸費用含む） ※自動車購入費用には、残価設定型クレジット契約の最終支払時における 買取費用を含みます。 ②点検・修理、車検費用 ③保険掛金に必要な資金 ④運転免許の取得資金 ⑤カーナビ等のカー用品の購入 ⑥車庫建設資金（建設費 100 万円以内のものとし、ご融資金額は所要額の 範囲内とする。） ⑦他金融機関からの借換資金 ※リピーター型は対象外とします。
4. ご融資期間	・ 据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内（1 か月単位） ・ なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対 象者の入社前月末までの範囲内とします（最大 6 ヶ月） ・ ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在 お借入中の自動車資金の残存期間内、または 15 年から当初借り入れた自動 車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。
5. ご融資金額	・ 10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位） ・ ただし、貸出実行時の年齢が 71 歳以上の場合は、200 万円以内（1 万円 単位）とします。 ※所要額の範囲内とします。 ・ 他金融機関からのお借換えの場合は、お借入残高の範囲内で、かつ上記限度 額の範囲内となります。
6. ご融資利率	・ 当 J A 所定の利率
7. 金利情報	・ 現在のご融資利率につきましては、当 J A 窓口までお問い合わせください。

8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる返済方法） ※ボーナス返済の併用もできます。ただし、年2回のボーナス返済の割合はお借入額の50%以内とします。</li> </ul>														
9. 担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>担保は必要ありません。</li> </ul>														
10. 保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>福井県農業信用基金協会の保証または個人保証が必要となります。</li> </ul>														
11. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご融資時に、福井県農業信用基金協会に対し、所定の保証料（年0.6%～年0.8%）を一括でお支払いいただきます。</li> <li>上記一括払いのほかに、約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（年0.8%～年1.0%）をお支払いいただく分割後払いもお選びいただくことができます。</li> </ul>														
12. 団体信用生命共済（保険）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご希望により当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。</li> <li>なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="491 779 1342 1070"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.15%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.05%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.25%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td> <td>年0.40%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	団体信用生命共済（連生）	年0.15%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.10%	がん保障特約付団体信用生命共済	年0.05%	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.25%	団体信用生命共済（ワイド）	年0.40%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率														
団体信用生命共済（特約なし）	なし														
団体信用生命共済（連生）	年0.15%														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.10%														
がん保障特約付団体信用生命共済	年0.05%														
がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.25%														
団体信用生命共済（ワイド）	年0.40%														
13. 9大疾病補償保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</li> <li>年0.3%</li> </ul>														
14. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税含む）が必要です。</li> <li>①全額繰上返済手数料 5,500円</li> <li>②一部繰上返済手数料 3,300円</li> <li>※②一部繰上返済をインターネット上で行う場合、手数料は不要となります。</li> <li>ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500円の条件変更手数料（消費税含む）が必要です。</li> </ul>														
15. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0778-21-2604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</li> <li>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</li> <li>なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</li> <li>福井弁護士会（電話：0776-23-5255）</li> <li>京都弁護士会（電話：075-231-2378）</li> <li>愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</li> </ul>														

16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li><li>・書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。</li><li>・ご返済額の試算については、当JA窓口までお問い合わせください。</li><li>・連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）によりローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</li></ul>
----------------	---